

## 処 分 基 準

D - g - 1

令和4年4月1日作成

法 令 名	： ヤードにおける盗難自動車の解体の防止に関する条例
根 拠 条 項	： 第8条
処 分 の 概 要	： 自動車解体に係る自動車及び自動車から分離された物の保管命令
原権者（委任先）	： 警察本部長又は警察署長
法 令 の 定 め	：
処 分 基 準	： 自動車解体業者が取り扱っている自動車が盗難自動車（自動車のうち、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物であるものをいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、当該自動車及び当該自動車から分離された物の保管を命ずる。 なお、「相当な理由があるとき」とは、キーシリンダーが破壊されている、車台番号などの固有番号が改ざんされている、引取記録等が作成されていない等の状況があるなど、社会通念上、盗難自動車であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合で、かつ、盗難自動車ではないとの確認が取れない場合をいう。
問 合 せ 先	： 愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策局国際捜査課情報係  (電話052-951-1611 内線4785)
備 考	：